令和4年6月定例会議案参考資料

八尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 案
附則	附則
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(本市が行う事務の特例)	(本市が行う事務の特例)
第4条 本市は、第2条に規定する事務のほか、広	第4条 本市は、第2条に規定する事務のほか、広
域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給	域連合条例 <u>附則第3条第1項</u> の傷病手当金の支給
に係る申請書の提出の受付を行うものとする。	に係る申請書の提出の受付を行うものとする。